　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和6年10月1日　　全国有床診療所協議会会員　各位

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　一般社団法人　全国有床診療所協議会

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　理事長　　斎藤　義郎

有床診療所在宅患者支援病床初期加算に関する事務連絡発出のお知らせ

有床診療所初期加算は施設基準を満たしていると届け出た医療機関では、これまでほぼすべての入院患者に算定出来ていた。ところが、令和4年度の診療報酬改定で算定要件の若干の変更があったこともあり、令和5年7月頃より長崎、福岡を中心とした九州地区の支払基金で、算定対象は「人生の最終段階にある患者」、「終末期にある患者」に限るとの理由で査定が行われ始め、これが全国規模に拡がることが危惧される状況となりつつあった。

　この問題に対応すべく、全国有床診療所協議会としても令和5年11月頃より厚労省保険局医療課と懇談・要望を重ね、令和6年3月28日に初期加算に関するQ＆A（事務連絡）を医療課より発出していただいたが、各地の厚生局や支払基金の現場の担当者にそのQ＆Aの意味することの理解をいただけておらず、査定問題の解消に至っていない状況であった。

　そこで、日本医師会のご支援をいただきながら、再度厚労省保険局医療課と懇談・要望の場を持ち、この初期加算の算定対象の明確化（算定対象は、必ずしも人生の最終段階における支援に限られるものではない）された下記のような新たなQ＆A（事務連絡）を、令和6年9月27日に医療課より発出していただくことが出来ましたのでお知らせいたします。

　これにより、算定対象は人生の最終段階にある患者に限定されるものでもなく、患者の年齢や疾患に関わらず、医師の医学的判断により支援が必要な場合には算定できますので、算定を躊躇されていた医療機関におかれましては再考をご検討ください。

【有床診療所在宅患者支援病床初期加算】事務連絡（2024，9，27）

|  |
| --- |
| 問2　「A108」有床診療所入院基本料の注3に規定する有床診療所在宅患者支援病床初期加算の算定の対象となる患者については、「議事解釈資料の送付について（その1）」（令和6年3月28日事務連絡）別添1の問36において、「意思決定に対する支援が必要な患者であって、医師の医学的判断によるもの」とされているところであるが、ここでいう「意思決定に対する支援」とは、人生の最終段階における医療・ケアの決定に関する意思決定の支援に限られるのか。 |

（答）ここでいう「意思決定に対する支援」は、患者の年齢や疾患に応じて行われるものであり、必ずしも人生の最終段階における医療・ケアの決定に関する意思決定の支援に限られるものではない。患者の年齢や疾患に関わらず、医師の医学的判断により、入院時に治療方針に関する患者又はその家族等の意思決定に対する支援が必要な患者に対して支援を行うことで算定できる。

なお、入院料等の通則7に基づき、当該有床診療所において「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロ

セスに関するガイドライン」等の内容を踏まえ、適切な意思決定支援に関する指針を定めていることが必要になりますのでご留意の程お願い致します。

　参考までに、この指針の雛型が、日医HPの地域包括診療料加算のところにアップされています。